

第1章 基本的事項

1. 計画策定の趣旨

国は、社会福祉基礎構造改革を進め、福祉サービスの利用を従来の「措置制度」から「契約方式」へと大きく転換させました。障害福祉分野では平成15年度に「障害者支援費制度」がスタートし、利用者が障害福祉サービスを選択して利用するための基礎が固められました。

一方、身体障害、知的障害、精神障害といった障害ごとの縦割りによる弊害や、サービス体系のわかりにくさ、3障害のなかでも障害種別によってサービスの提供体制に格差があるなどの課題が指摘されてきました。

このような問題を解決するために、平成16年6月に「障害者基本法」を改正し平成16年10月には「今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」を提示しました。

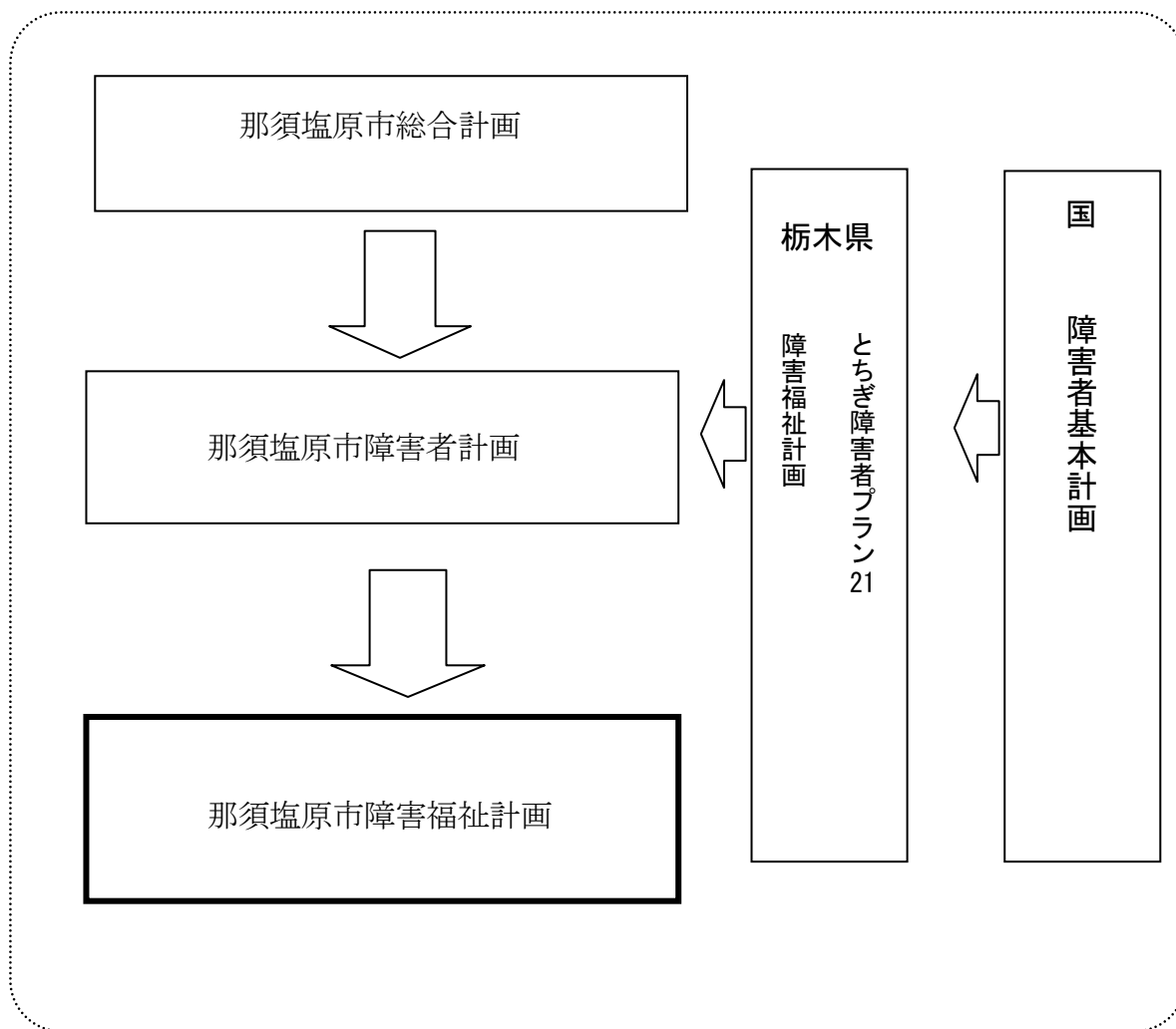
また、平成17年10月には「障害者自立支援法」が成立し、平成18年4月から施行されています。

この障害者自立支援法は、障害のある人が地域において、その心身状況や意思に応じて自立した社会生活を営むことができるように、必要な障害福祉サービスに係る給付等の支援を行い、障害のある人の福祉の増進を図ることを目的としています。

障害者自立支援法では、障害福祉サービスの適切な給付の実施のため、障害福祉サービス及び相談支援の確保に関する基本的事項を「障害福祉計画」として市町村において定めることとされています。

本計画は、障害者自立支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画に位置づけられるとともに、「那須塩原市障害者計画」をより具体化し、障害福祉サービス等の数値目標等を定めるもので、「那須塩原市障害者計画」の個別計画となります。

イメージ図

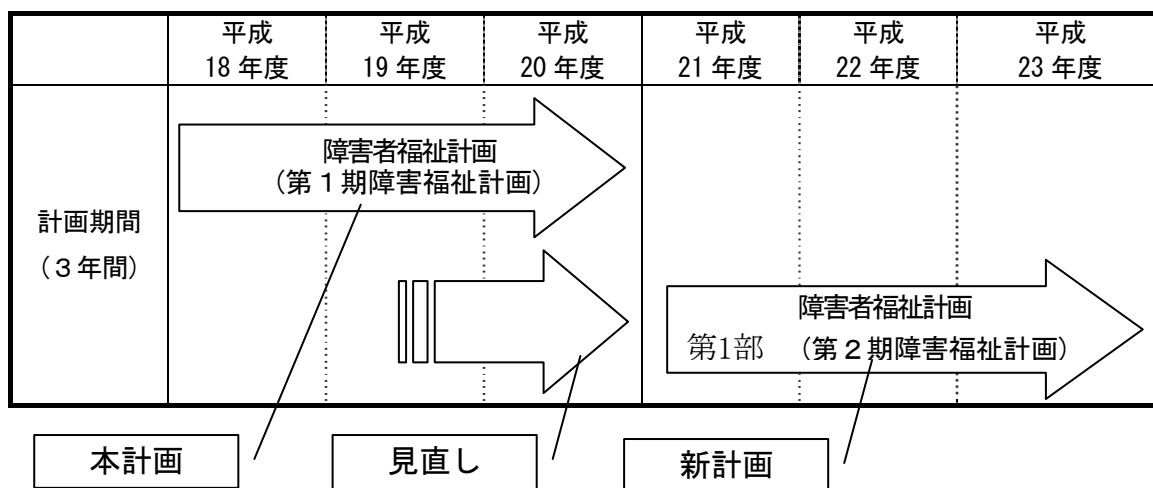


2. 計画期間

平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間とします。

障害者自立支援法に基づく障害福祉計画は、厚生労働省告示第 395 号（基本指針）の定めるところにより、現行の福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成 23 年度末に至る中間段階の位置付けとしての第 1 期計画としています。

なお、平成 19・20 年度には、本計画の実績を踏まえたうえで、平成 21 年度から平成 23 年度を計画期間とする新しい計画を策定することとなります。



3. 計画の基本理念

本計画は、「那須塩原市障害者計画」の個別計画であり、基本理念もこれに基づきます。

那須塩原市障害者計画及び障害福祉計画の基本理念

ともに生きる社会づくり

障害のある人もない人も個人の尊厳が重んじられ

地域とのつながりの中で自立した生活を送れる

社会を目指す